

総社市訓令第2号

庁中一般
出先機関

総社市不当要求行為等対策規程（平成17年総社市訓令第47号）及び総社市職員公益通報規程（平成20年総社市訓令第3号）は、廃止する。

平成26年9月30日

総社市長 片岡 聡 一

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。